

国北整立調第49号-6
令和 7年 3月27日

〒920-0025
金沢市駅西本町5-1-43
日本工営株式会社 北陸事務所
所長 河合 政岐 殿

国土交通省北陸地方整備局
立山砂防事務所長
石田 孝司
(公 印 省 略)

委 託 業 務 等 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した下記の委託業務等について、委託業務等成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記の通りです。

記

1. 委託業務等名 令和6年度常願寺川土砂移動モニタリング検討業務
2. 履行期間 令和 6年 4月20日～令和 7年 3月21日
3. 完了検査年月日 令和 7年 3月25日
4. 評定点 別表のとおり
5. 送付先 〒930-1405 富山県中新川郡立山町芦峯寺字ブナ坂61番地
国土交通省北陸地方整備局 立山砂防事務所 副（技）所長宛て
6. 手続き等の
問い合わせ先 〒930-1405 富山県中新川郡立山町芦峯寺字ブナ坂61番地
国土交通省北陸地方整備局 立山砂防事務所 調査課長
TEL 076-482-1111（代）内線351

国北整立調第49号-6
令和 年 月 日

〒920-0025
金沢市駅西本町5-1-43
日本工営株式会社 北陸事務所
所長 河合 政岐 殿

国土交通省北陸地方整備局
立山砂防事務所長
石田 孝司
(公 印 省 略)

委 託 業 務 等 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した下記の委託業務等について、委託業務等成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記の通りです。

記

- | | |
|--------------------|--|
| 1. 委託業務等名 | 令和6年度常願寺川土砂移動モニタリング検討業務 |
| 2. 履行期間 | 令和 6年 4月20日～令和 7年 3月21日 |
| 3. 完了検査年月日 | 令和 7年 3月25日 |
| 4. 評定点 | 別表のとおり |
| 5. 送付先 | 〒930-1405 富山県中新川郡立山町芦峯寺字ブナ坂61番地
国土交通省北陸地方整備局 立山砂防事務所 副（技）所長宛て |
| 6. 手続き等の
問い合わせ先 | 〒930-1405 富山県中新川郡立山町芦峯寺字ブナ坂61番地
国土交通省北陸地方整備局 立山砂防事務所 調査課長
TEL 076-482-1111（代）内線351 |

別表

項 目 別 評 定 点

(2) 設計業務「調査・計画業務」
業務名： 令和6年度常願寺川土砂移動モニタリング検討業務

考 査 項 目		細 別	業務評価 (評定点／満点)	技術者評価		
				管理技術者 主任技術者 (注1・2) (評定点／満点)	担当技術者 (評定点／満点) (注1)	調査技術者 (評定点／満点) (注1)
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画	16.0点／20.0点	16.0点／20.0点	4.0点／5.0点	
	実施状況の評価	執行管理	4.0点／5.0点	4.0点／5.0点	4.0点／5.0点	
		品質管理	14.0点／20.0点	14.0点／20.0点	21.0点／30.0点	一点／50.0点
		業務特性	8.0点／10.0点	8.0点／10.0点	8.9点／12.5点	
		創意工夫	2.8点／4.0点	2.8点／4.0点	2.8点／4.0点	
	説明調整能力の評価	説明調整能力	4.8点／6.0点	4.8点／6.0点	4.8点／6.0点	
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	4.0点／5.0点	4.0点／5.0点	6.0点／7.5点	
結果の評価		成果物の品質	24.0点／30.0点	24.0点／30.0点	24.0点／30.0点	一点／50.0点
評定点の小計(注3)			78点／100点	78点／100点	76点／100点	一点／100点
事故等による減点			0点	0点	0点	一点
瑕疵修補又は損害賠償による減点			0点	0点	0点	一点
その他()			0点	0点	0点	一点
総合評定点(注3)			78点 ／100点	78点 ／100点	76点 ／100点	一点 ／100点

注) 1. 各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。
2. 測量作業及び地質調査においては、現場代理人及び主任技術者が該当する。
3. 評定点の小計は小数第一位を四捨五入し、整数としている。